

監理団体 代表者 各位
実習実施者 各位

建設関係職種等に属する作業に係る技能実習計画認定申請を行う際の
建設キャリアアップシステム登録に関する当面の取扱いについて

日頃から、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設関係職種等に属する作業に係る技能実習を行わせる場合には、建設キャリアアップシステムへの事業者登録及び技能実習生の技能者登録が必要とされているところ、新型コロナウイルス拡大防止の観点から、建設キャリアアップシステムの運営主体である（一財）建設業振興基金において「建設キャリアアップシステムへのインターネット申請は引き続き可能であるものの、建設キャリアアップシステムの登録に係る審査業務を当面の間停止することとした」旨、国土交通省より情報提供がありました。

つきましては、当面の間、建設関係職種等に属する作業に係る技能実習計画認定申請を行う際は、以下のとおり取り扱うこととします。

➤ **申請時**

「建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証明する書類（メールの写し）」を添付することで申請可能。

➤ **登録が完了した場合**

速やかに事業者 ID を明らかにする書類（メール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者 ID」のお知らせ」またはハガキ「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」の写し）を地方事務所・支所認定課へ提出。

※ 本取扱いをもって技能実習計画の認定を受けた場合でも、建設キャリアアップシステムの登録が完了した場合には後日事業者 ID を明らかにする書類の提出が必要となりますので、忘れずに地方事務所・支所認定課まで提出するようお願いいたします。

※ 建設キャリアアップシステムの登録に関する詳細は、（一般）建設業振興基金のホームページ等をご確認ください。